

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
練馬たすけあいワーカーズふろしき 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい練馬たすけあいワーカーズふろしきという。通称は「NPO・ACT練馬たすけあいワーカーズふろしき」とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都練馬区に置く。

(目的)

第3条 本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を、同じ理念をもつ特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいと提携して行う。

- (1) 家事援助、介助・介護、子育て支援等、地域で暮らしに手助けが必要な人を支援する事業
- (2) 介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業、通所介護事業、介護予防通所介護事業、居宅介護支援事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業、地域生活支援事業における移動支援事業
- (4) 地域で暮らしを支え合う居場所・コミュニティをつくる事業
- (5) その他、本会の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助する意思をもって入会した個人および団体

(入会および会費)

第7条 本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出する

ものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 正会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。
- 5 本会の賛助会員になろうとするものは、年会費を納入することによって会員となることができる。
- 6 入会金および年会費の額は、総会において別に定める。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 欠条

第3章 役員

(種類および定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
- (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事の内、1人を理事長とする。また2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事会において理事の互選とする。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は本会の役員になることができない。
- 4 監事は、理事または本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

- 2 理事長は本会を代表し、その業務を統括して管理する。

- 3 副理事長は理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ、定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行なう
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行状況または本会の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結されるまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事長の任期は最長3期までとする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用等を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第18条 本会の会議は、総会および理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および予算とその変更

- (3) 事業報告および決算の承認
- (4) 役員の選任または解任
- (5) 入会金および年会費の額
- (6) 合併
- (7) 解散
- (8) 解散した場合の残余財産の帰属
- (9) 会員の除名
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は毎事業年度終了の日から3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的、内容を示した招集案内を書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなくてはならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員数の過半数が出席した場合に成立することとする。書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決および委任状は、出席数に含むものとする。

(総会の議決)

- 第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。
- 2 総会の議決は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権)

第26条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決権を委任することができるものとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事録においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要と議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作らなければならない。
- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 全事項の提案をしたものの氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日および正会員総数
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行ったものの氏名

(理事会の構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べ、質問をし、報告を求めることができる。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 役員の職務および報酬

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、出席した理事の中から互選する。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条3項の規定によってあらかじめ通知し

た事項とする。

- 2 理事会の議事は理事総数過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第34条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金
- (3) 年会費
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(区分)

第37条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第38条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計区分)

第41条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および活動予算)

第43条 本会の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び活動予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。
- 3 当該総会は、報告を受けた事業計画および活動予算の変更を議決できる。変更の議決が行なわれた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および活動予算を変更しなければならない。
- 4 前項を除くもののほか、事業計画および活動予算の変更は理事会の議決を経て行なうことができる。
- 5 理事会は、事業年度中に事業計画および活動予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第44条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3カ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。
- 3 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第45条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第46条 本会は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続きの開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第47条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページに掲載して行う。

第9章 雑 則

(事務局)

第51条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置し、理事会の議決を経て理事長が任免を行なう。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 実施細則

(細 則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

附 則

1 この定款は、特定非営利活動法人として成立した日から施行する。

- 2 本会の名称は、特定非営利活動促進法に基づく法人設立の認証、設立の登記が終了するまでは、NPO アビリティクラブたすけあい練馬たすけあいワーカーズふろしきと称する。
1999年7月27日から法人成立の日までこの定款を準用する
- 3 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の入会金および年会費は、第7条第6項の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 10,000 円
 - (2) 年会費 1,000 円
- 4 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の役員は、別表のとおりとする。
- 5 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、同法人として成立した日から2001年度通常総会までとする。
- 6 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、同法人として成立した日から2000年3月31日までとする。
- 7 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の事業計画および収支予算は、第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 8 本会の改正定款は特定非営利活動促進法に基づく所轄庁の定款変更認証日2002年8月26日より施行する。

別表 設立当初の役員名簿

	役名	氏名	備考
1	理事	菊池 ユリ子	理事長
2	理事	大日向裕子	
3	理事	園川かほり	
4	理事	小嶋 洋子	
5	理事	内田 春子	
6	理事	清水 妙子	
7	理事	荒川 彰子	
1	監事	朝倉 クニ	
2	監事	赤羽 素子	

- 9 この改定定款は 2005年4月1日より施行する。
この改定定款は 2005年5月21日より施行する。
この改定定款は 2006年5月20日より施行する。
この改定定款は 2013年11月8日より施行する。
この改訂定款は 2014年5月1日より施行する。
この改定定款は 2016年10月27日より施行する。
この改定定款は 2018年5月19日より施行する。
この改定定款は 2018年10月29日より施行する。
この改定定款は 2019年5月21日より施行する。
この改定定款は 2024年5月29日より施行する。